加賀藩御定書卷一

寬永以前御定書

一 喧嘩•徒黨•諸勝負其他御定

定

集者、可爲同罪事。 (さ) (さ) 一、喧嘩者理非に不立入、双方可成敗。衣其庭に懸向候者、一、喧嘩者理非に不立入、双方可成敗。衣其庭に懸向候者、

いては、近所之者可爲越度事。 爲隣單可押盥、遂穿毉依輕重可成敗。もしみのがすにお付、相手殺害之上其庭を 相退候はゞ、親・兄弟丼 彼妻子

有之者、聞出次第可申上。然者褒美として其者之跡職、不一、諸勝負方之事、最前如申出候堅令停止畢。若妄之儀於一、徒謀を立者有之者、聞出次第不寄上下可申付事。

一、狼藉人誰々之所に懸入候事有之者、則亭主として令成

寄上下可遺之事。

敗可出之。或見避或於抱置可爲曲官事。

明事。 一、往還之者於途中殺害之事、遠近を改、近所之村人可糺

一、盗人・惡黨、知行之內に不可隱置事。

一、致謀醬雖者可誅聞事。

不返置內に角小者走候はよ、當主より人代可避之事。不返置內に角小者走候はよ、當主より人代可避之事。 大主於不知者、捕候而當主名字を相奪、渡置可及斷。若彼既正而於相捕者、彼小者當主人に可相付。但彼小者居候所頭に而於相捕者、彼小者當主人に可相付。但彼小者居候所頭に而於相捕者、彼小者當主人に可相付。但彼小者居候所可。特幷小者出入之事者、天下如御法度三度相屆、於不返一、侍幷小者出入之事者、天下如御法度三度相屆、於不返

家別に米一石宛可出之事。

「、逃散之百姓相抱候はゞ、宿ぬし可成敗。其村としては中。若私として申事仕出におゐては、手出之方可成敗事。中。若私として申事仕出におゐては、手出之方可成敗事。中。若私として申事仕出におゐては、兵取替之分十二十八、取替者、小者先主人返候に於ては、其取替之分十二

一、百姓奉公に出候はゞ、年月を究、互之書物にて可相定